

2013年度（平成25年度）実地指導における文書指摘事項について
（地域密着型サービス）

【人員基準】

	サービス種別	基準項目	指摘事項
1	地域密着型サービス共通	従業員の員数	介護職員について、人員基準が満たされていない状態が見られたため、必要な人員を確認し、体制を整えること。

【運営基準】

	サービス種別	基準項目	指摘事項
1	地域密着型サービス共通	具体的取扱方針	サービスの提供にあたっては、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、また、身体的拘束等を行う場合には、その態様、時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録しなければならないが、それらを実施・検討した諸記録が見られなかった。 「切迫性」・「非代替性」・「一時性」の三要件を真に満たしているか十分に検討し、その結果、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、拘束時の心身の状態等の経過観察のほか、拘束の必要性や対応に関わる再検討を定期的実施し、記録として残すこと。 また、研修や勉強会等を通じて従業者が一体となって共通認識を持ち、身体的拘束等の廃止や、高齢者虐待防止について取り組むこと。
2	地域密着型サービス共通	運営規程	運営規程と重要事項説明書の記載内容が相違していたので、正しい内容に修正すること。
3	地域密着型サービス共通	変更の届出等	市へ届出がされている場所が、他の用途に変更されていた。用途等に変更のある場合は、すみやかに変更届を提出すること。
4	地域密着型サービス共通	勤務体制の確保等	従業者が、サービス付き高齢者向け住宅等の併設他事業所と兼務しており、配置が不明瞭な状態が見られた。従業者の兼務関係や常勤・非常勤の別等を明確にし、適切なサービス提供が行えるよう勤務の体制を定めておくこと。
5	地域密着型サービス共通	勤務体制の確保等	従業者の資質向上のため、定期的な研修・勉強会の実施や外部研修も含めた研修への参加に努めるとともに、従業者の資質向上に努めること。
6	地域密着型サービス共通	勤務体制の確保等	従業者が、勤務表に位置づけられておらず、勤務実績も記録されていなかった。適切なサービス提供を確保するため、従業者の勤務体制を定めること。
7	地域密着型サービス共通	地域との連携等	運営推進会議について、概ね2月に1回以上開催し、地域との連携を図っていくこと。
8	（介護予防） 小規模多機能型 居宅介護	登録定員及び利用定員	通いサービス及び宿泊サービスの利用者数の定員超過が見られた。サービス提供の質を確保するためにも、一時的に利用者の様態や希望等により特に認められる場合を除いては、利用定員を遵守すること。

(地域密着型サービス)

	サービス種別	基準項目	指摘事項
9	(介護予防) 小規模多機能型 居宅介護	小規模多機能型居 宅介護計画の作成	小規模多機能型居宅介護計画を、介護支援専門員が作成していない状況が見られた。当該計画の作成に関する業務は介護支援専門員が担当すること。
10	(介護予防) 小規模多機能型 居宅介護	小規模多機能型居 宅介護計画の作成	小規模多機能型居宅介護計画が作成されていなかった。介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の小規模多機能型居宅介護従業者と協議し、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成すること。 また、計画については、利用者に説明し、同意を得て、交付すること。
11	(介護予防) 小規模多機能型 居宅介護	居宅サービス計画 の作成	介護支援専門員は、登録者の居宅サービス計画の作成にあたっては、居宅介護支援等の基準条例に掲げられている具体的取り組み方針に沿って行うこと。
12	(介護予防) 認知症対応型共 同生活介護	認知症対応型共同 生活介護計画の作 成	認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務は、各ユニットの計画作成担当者が実施すること。 また、計画については、利用者に説明し、同意を得て、交付すること。
13	地域密着型介護 老人福祉施設入 所者生活介護	衛生管理等	施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。また、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
14	地域密着型介護 老人福祉施設入 所者生活介護	事故発生の防止及 び発生時の対応	事故の発生又はその再発を防止するため、事故発生時の対応や報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備すること。また、事故が発生した際には、当該事実の報告・分析を通じた改善策を従業者に周知徹底を図るとともに、事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(地域密着型サービス)

【介護報酬関係】

	サービス種別	基準項目	指摘事項
1	(介護予防) 小規模多機能型 居宅介護	サービス提供体制 強化加算	サービス提供体制強化加算の算定にあたっては、介護従業者の資質向上のため、「従業者ごと」の研修計画を作成し、それに基づき研修を実施すること。また、利用者の情報や留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議を定期的開催すること。
2	(介護予防) 小規模多機能型 居宅介護	認知症加算	認知症加算の算定の要件である日常生活自立度の決定に当たっては、医師の判定結果又は主治医意見書により判断すること。
3	(介護予防) 認知症対応型共 同生活介護	認知症専門ケア加 算	認知症専門ケア加算の算定の要件である日常生活自立度の決定に当たっては、医師の判定結果又は主治医意見書により判断すること。 また、認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を配置すること。
4	(介護予防) 認知症対応型共 同生活介護	医療連携体制加算	医療連携体制加算に係る「重度化した場合の対応に係る指針」を整備すること（項目例：①急性期における医師や医療機関との連絡体制、②入院期間中における認知症対応型共同生活介護における居住費や食費の取扱い、③看取りに関する考え方、本人及び家族との話し合いや意思確認の方法等の看取りに関する指針 など）。また、入居の際に、入居者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ること。 看護師による日常的な健康管理は、入居者全員に対して実施すること。
5	(介護予防) 認知症対応型共 同生活介護/地 域密着型介護老 人福祉施設入居 者生活介護	看取り介護加算	看取り介護加算について、医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した内容、利用者・家族と療養方針について合意を得た内容は記録に残すこと。また、介護に係る計画作成は、利用者の変化に併せて作成し、その都度利用者や家族に説明をすること。さらに、看取り介護加算は死亡月にまとめて算定することから、自己負担金の請求に関しても説明し、文書にて同意を得ること。